

工事概要説明書

1. 工事名称 (仮称)つくばみらい市認定こども園新築工事
2. 発注者 株式会社アンフィニ 代表取締役 片山 章彦
3. 工事場所 茨城県つくばみらい市板橋字新山 3023-27 の一部、3023-28
4. 建物の規模等
用途 保育所型認定こども園
構造 鉄骨造/2階建
面積等
敷地面積 2934.20 m²
建築面積 675.68 m²
延床面積 1012.77 m²
5. 設計管理者 株式会社石嶋設計室
東京都中央区日本橋富沢町7-7タイヨービル6階
TEL:03-5614-0660 FAX:03-5614-0661
6. 工期
着工 2024年8月初旬
竣工 2025年2月末日
7. 予定価格 非公表
8. 最低制限価格 設定無し
9. 入札
入札方式 一般競争入札
入札日時 2024年7月30日(火)20時00分迄
入札場所 株式会社アンフィニ 本社
茨城県つくばみらい市板橋 1812-16
入札方法等 ①郵送又は持参による入札書の受領とする。
②代理人による入札の場合は、代表取締役の委任状を提出すること。
郵送先 〒300-2307 茨城県つくばみらい市板橋 1812-16
株式会社アンフィニ 大野宛
10. 開札
開札日時 2024年7月31日(水)10時00分
開札場所 株式会社アンフィニ 本社
茨城県つくばみらい市板橋 1812-16

11. 契約
工事請負契約
- 落札決定者は、早急に工程表を作成し提出すること。
- ①発注者:株式会社アンフィニ
 - ②契約締結:承認後 5 日以内
 - ③契約形態:工事請負契約書(押印のある鑑)、仕様書(内訳書)、
図面(設計図書)
 - ④支払い条件:業者決定後、発注者との協議による。
 - ⑤契約約款:民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款
12. 質疑応答
- エクセルで作成した質疑書をメールにて以下へ送付下さい。
- 株式会社石嶋設計室 担当:張
メール chou@ecg-man.com
- 質疑提出日時:7月11日(木)迄 ※間に合わない場合はご連絡下さい。
回答送付日時:随時
回答は全業者からの質問に対し全回答をメールします。
13. その他事項
- ① 内訳書の作成においては工事施工のために直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費)を工事事務費として別計上すること。
 - ② 補助事業に関する各種書類作成に協力すること。
 - ③ 行政による検査時に指摘があった場合には手直し工事を行うこと。
 - ④ 竣工時の提出書類は以下のとおりとする。
竣工図(A3サイズ製本 背表紙黒文字)3部、CDデータ(pdfとCADデータ)。
指定建築写真家による竣工写真集2部、CDデータ1部
図書類(検査済証等、消防:検査結果通知書、設置届等)2部(1部原本、1部コピー ファイルにまとめること)、CDデータ1部。
取扱説明書、保証書、連絡先一覧等 2部(ファイルにまとめること)
 - ⑤ 工事用電気等は引渡しまで、すべて請負者負担。
 - ⑥ 現地調査は、前面道路から随時可能。
 - ⑦ 現場職員の構成について、常駐現場代理人(所長並びに主任)は一級建築施工管理技士の資格を持ち、経験豊富で十分現場の統括が出来る人物を選任する事。
 - ⑧ 残土・廃材などの発生材は、法及び行政指導を遵守し請負業者が適正に処分する事。
 - ⑨ 建設工事保険、労災保険、賠償責任保険等は施工業者の負担とする事。
 - ⑩ 近隣住民の対策は、着工前に必要と思われる近隣建物を調査する事。工事により近隣建物に影響を与えた場合は、請負者の責において処理すること。また紛争における協議についても請負者にて対応する事(近隣対策費:家屋調査費用等、及び電波障害調査費は本体請負工事に含む)。
 - ⑪ 本工事により生じた周辺道路及び近隣家屋等の損傷は一切請負者の負担により復旧し、本工事施工による苦情が、発注者に及ばないよう請負者が責任を持つ事。

- ⑫ 見積りの為の諸費用は、負担しない。
- ⑬ 請負金額決定後、当然見積に含まれるべき項目の費用の増額は認めない。
- ⑭ 地鎮祭の日時については後日の調整とする(地鎮祭参加人数は 20 名程度とする。請負者にて負担とする)。
- ⑮ 工事施工に必要な諸届出等は、請負者にて負担とする。
- ⑯ 工事施工に関わる必要な関係官公庁への一切の手続きは、申請手数料も含めて請負業者にて行うものとする。
- ⑰ 竣工図作成について、設計図・製作図・施工図を取りまとめ製本し2部提出すること。
- ⑱ メーカーリスト・機器納入仕様書・施工図・工程表(申請関係、施工図作成、施工実施等)は、必ず請負者担当者のチェックを入れた後、その担当者から提出すること。
- ⑲ 本工事以外の別途施工業者に対しての賦金は一切無いものとする。
- ⑳ 別途工事以外の工事で設計図書に記載の無いもののうち、工事を完成する為の工事については、請負業者にて施工し、工事費の増減は無いものとする。ただし、計画変更が生じる施主要望についてはこの限りではない。
- ㉑ 物価スライドによる請負金額の増額は認めない。
- ㉒ 追加変更工事の単価は、内訳明細書の単価によるものとする。
- ㉓ 見積りにあたっては、関係法令等を確認の上必要と思われるものは全て見込む事。また一般的な工事内容として必要と思われる項目についても同様に想定の上、見込む事。見積落ちに伴う追加費用については認めないものとする。
- ㉔ 当該工事に掛かる、テナント工事や別途工事のテナント調整業務含む。
- ㉕ 設備管理者を選任し、現場定例に必ず出席のこと。設備管理者の業務はテナント工事や別途工事のテナント調整業務を含む。
- ㉖ 見積明細は数量と単価にて記載すること。一式表記は認めない。

以上